

外国人世帯に対する臨時特別給付金の支給誤りについて

令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯10万円）について、支給対象とならない外国人世帯にも支給していたことが判明しました。

■内容

租税条約により住民税を免除されている外国人世帯の一部に、誤って支給要件確認書を送付し、給付金を支給した。

■誤支給件数

10件

■経緯

○令和4年3月9日

返送される支給要件確認書の内容確認の際、租税条約により住民税が免除されており支給対象外である世帯にも給付金が支給されていることが判明。

○令和4年3月16日

租税条約対象354世帯の再調査をした結果、対象とならない10世帯に支給済みであることを確認した。

■原因

租税条約に基づき住民税が免除されている方の最新のデータが給付金システムに反映されておらず、それを基に確認書の送付及び支給業務を行ったため。

■対応状況

該当する世帯へ連絡を取り、3月31日から4月4日の間に個別に訪問して、支給に誤りがあったお詫びと今回の経緯についての説明をし、誤支給分については返還のお願いを行った。

■再発防止

今後は同様の事例が発生しないよう、確認作業の見直しを行うとともに、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、再発防止を徹底してまいります。

※租税条約

二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約。国家の間で締結される。

お問い合わせ先

市民福祉部 社会福祉課特別定額給付金室 担当者：楯

電話：0573-66-1111（内線446）